

目黒区施設予約システム

スポーツ施設 利用ガイドブック

(利用規約)

～施設予約システム《抽選申込・空き照会・予約等》～

施設予約システムで区立スポーツ施設の抽選申込（区民団体のみ）や空き状況の照会・予約ができます。申込期間等は、「施設別 抽選申込・空き施設予約ガイド（P. 17）」をご覧ください。

■URL（パソコン・スマートフォン）【24 時間利用可能】

<https://resv.city.meguro.tokyo.jp/Web>

■二次元コード

下記の二次元コードから施設予約システムトップページを表示させることができます。



～施設予約システムの操作に関するコールセンター～

電話番号：03-5431-5932

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）9時～21時

システムの操作方法でお困りの際はコールセンターへお問い合わせください。
利用者登録や施設の利用方法等に関するお問い合わせは、スポーツ振興課（03-5722-9690）や利用予定の施設（一覧 P. 24）へご連絡ください。

令和7年（2025年）4月

目黒区文化・スポーツ部スポーツ振興課

目次

1	利用にあたってのお願い	2
2	施設の予約から利用までの流れ	3
3	利用者端末の設置場所と利用時間	4
4	施設の申込期間	4
5	利用者登録手続き	5
6	抽選申込	11
7	空き施設予約	12
8	利用手続き（利用申請と使用料の支払い）	13
9	予約の取消し	14
10	利用当日・利用時のお願い	16
11	施設別 抽選申込・空き施設予約ガイド	17
12	施設予約システム 対象スポーツ施設一覧	24
13	貸切利用料金一覧	25
14	よくある質問【FAQ】	27

1 利用にあたってのお願い

皆さんが公平に気持ちよく利用できるよう、次のことを守ってご利用ください。

■営利目的の利用の禁止

営利目的と認められる活動があった場合、登録を抹消することがあります。

■不正な利用者登録の禁止

1つの団体が利用者登録できるのは1登録のみです。

架空の構成員や構成員を組み換えるなどして別団体を装い、予約を確保するといった不正行為（不正登録）は行わないでください。複数の利用者登録証を一人の方が管理している場合は不正登録とみなし、登録を抹消することがあります。

■権利譲渡の禁止

施設を利用する権利を、他人や他の団体に譲渡することはできません。

■SNS等で広く参加者を募ることの禁止

■無断キャンセル・直前キャンセルに対する利用制限の適用

予約を取消す場合は、必ず事前に所定の手続きを行ってください。

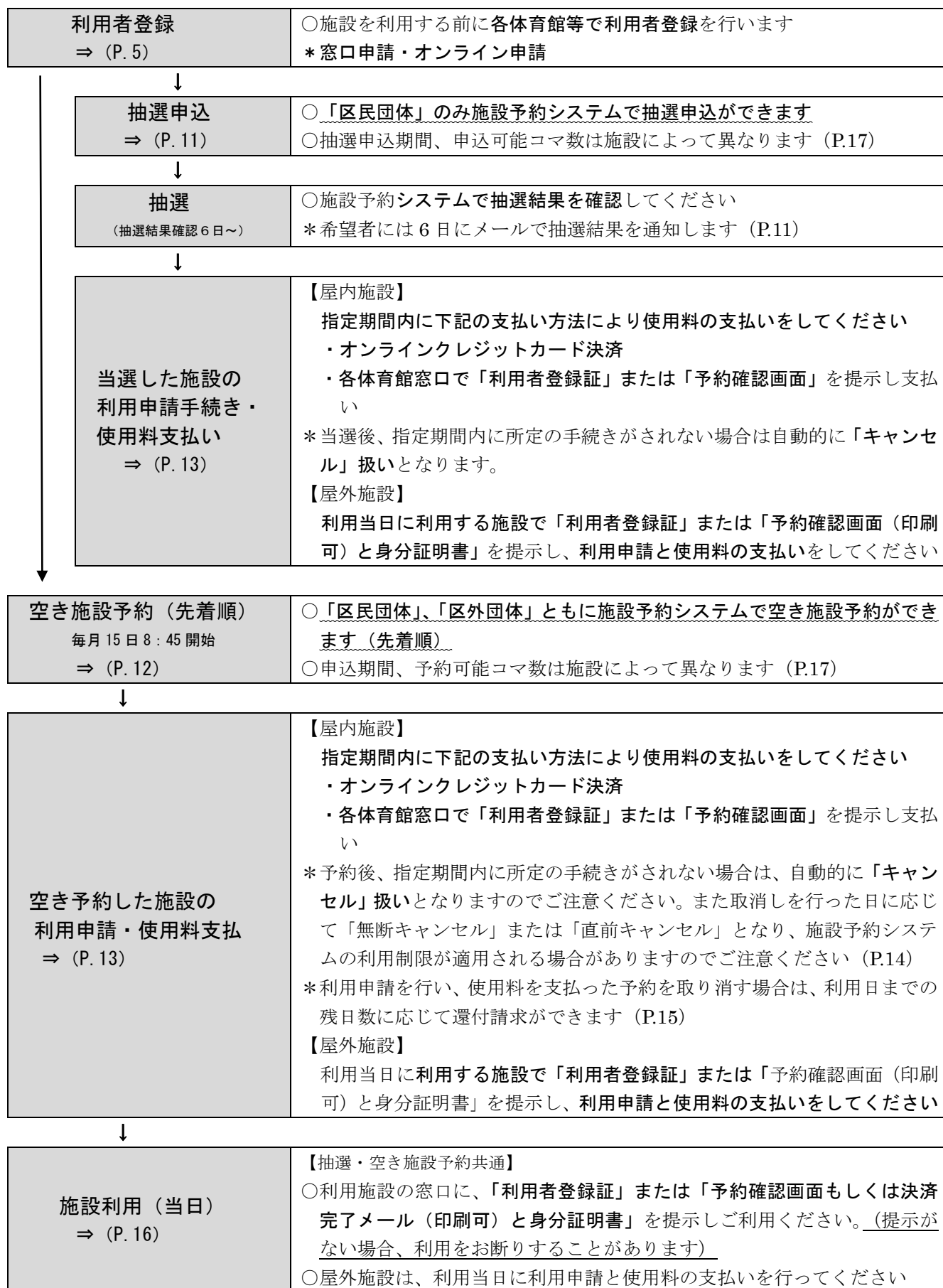
予約取消しの手続きを行わず（使用料を納めず）に当日施設を利用しない場合は**無断キャンセル**となり、その時点から3か月後まで抽選申込と空き施設予約ができなくなります。なお、当選した予約、既に申し込んだ空き施設予約は利用できます。

また、庭球場は利用日の3日前から、その他の施設は利用日の5日前から利用者が自ら施設予約システムで予約の取消しを行うと、**直前キャンセル**が適用されます。

直前キャンセルは3回行くと無断キャンセルと同様の取扱いとなりますので、ご注意ください。（詳しくはP.14へ）

※貸切利用は団体を対象としています。安全上、個人での利用はできません。

2 施設の予約から利用までの流れ (施設により一部期間が異なります)



3 利用者端末の設置場所と利用時間

施設予約システムは、パソコン・スマートフォン以外に施設に設置している利用者端末から、ご利用いただくことができます。どなたにも快適にご利用いただけるようアクセシビリティに配慮し、文字サイズ・配色の変更等の補助機能があります。

■利用者端末の設置場所（施設）と利用時間

施設名	端末利用時間
駒場体育館、目黒区民センター体育館、碑文谷体育館、中央体育館、八雲体育館、五本木小学校屋内プール、碑小学校屋内プール、緑ヶ丘小学校屋内プール	8：45～22：00
砧野球場・サッカー場	8：45～17：00
宮前公園庭球場	(2/1～11/14) 8：45～17：00 (11/15～1/31) 8：45～16：00

※各施設の所在地や電話、最寄駅などは、P. 24 の施設一覧をご覧ください

※いずれの施設も、年末年始（12/28～1/4）は休館のため利用できません

※上記のスポーツ施設のほか、総合庁舎や各集会施設等にも設置しています。所在地などは目黒区ホームページをご確認ください

4 施設の申込期間

申込期間は下表のとおりです。申込可能コマ数等、詳しくは「施設別抽選申込・空き施設予約ガイド（P. 17～23）」をご覧ください。

なお、抽選申込ができるのは区民団体のみです。

	抽選申込期間・抽選日	空き施設予約申込期間（先着順）
屋内施設 ※1	[小学校屋内プール以外の屋内施設] 利用月 4 か月前の 1 日 6：00 から末日 【抽選日：抽選申込期間の翌月 5 日】	[小学校屋内プール以外の屋内施設] 利用月 3 か月前の 15 日 8：45 から利用日当日まで（体育館プールは利用月前月の 10 日まで）
	[小学校屋内プール] 利用月 2 か月前の 1 日 6：00 から 4 日 ※2 【抽選日：抽選申込期間終了の翌日（5 日）】	[小学校屋内プール] 利用月 2 か月前の 15 日 8：45 から 20 日まで
屋外施設	利用月 2 か月前の 1 日 6：00 から末日 【抽選日：抽選申込期間の翌月 5 日】	利用月前月の 15 日 8：45 から利用日当日まで ※3

※1 中央体育館競技場の半面利用、弓道場、エアライフル場については中央体育館にご確認ください。

※2 小学校屋内プールの 3 月利用分の申込期間は、3 か月前（12/24～27）となります。

※3 野球場、サッカー場については団体区分によって空き施設予約が可能な期間が設定されています。

■施設の区分について

区分	施設
屋内施設	・体育室 ・競技場 ・格技場 ・弓道場 ・エアライフル場 ・トレーニングスタジオ ・体育館プール ・小学校屋内プール
屋外施設	・庭球場 ・野球場 ・サッカー場 ・ゲートボール場

5 利用者登録手続き

スポーツ施設を貸切で利用するためには、あらかじめ利用者登録が必要です。

営利を目的とした活動を行うための登録はできません。

利用できる施設、利用料金などは登録した団体区分によって異なります。

登録有効期限は登録日から2年後です。有効期限を更新する場合や登録内容に変更があった場合は、更新や変更の手続きが必要です。

●利用者登録区分と要件

登録区分には、**区民団体**と**区外団体**があります。

登録区分	要 件
区民団体	区内在住・在勤・在学の成人の方が代表者で、かつ団体の構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学者の団体
区外団体	上記以外の団体

※区外団体は、空き施設予約申込のみご利用できます。抽選の申込はできません。

区民団体・区外団体は、**大人団体**と**小人団体**に分けられます。

※令和7年4月1日から、小人の対象が高校生（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるかた）までに拡大されました。

※小人団体は、小学生以下と高校生以下で区分されます。

利用者登録申請には、代表者と連絡員をそれぞれ立ててください。

団体区分	団体の構成員	代表者・連絡員になれる方
大人団体	プレーヤーに19歳以上（当年度3月末現在）の方を含む	代表者は成人で、連絡員は代表者とは別の16歳以上（当年度3月末現在）の方
小人団体 （中学・高校生）	プレーヤーが小人のみで、全員が中学・高校生、又は一部が中学・高校生	代表者・連絡員ともに成人で、同一人物が両方を兼ねることも可能
小人団体 （小学生）	プレーヤーが全員小学生以下	

●構成員数別 利用可能施設一覧

利用施設		登録構成員数別 利用可能施設 ※1			
		2～4人	5～8人	9～10人	11人以上
体育室 競技場 格技場 弓道場 ※2 トレーニングスタジオ		×	○	○	○
庭球場 ※3		○	○	○	○
野球場		×	×	○	○
サッカー場		×	×	×	○
屋内	体育館プール	×	○	○	○
プール	学校プール	×	○	○	○
エアライフル場 ※4		○	○	○	○
ゲートボール場 ※5		×	○	○	○

※1 小人団体の構成員数は、代表者と連絡員を除いたプレーする人数です。

※2 弓道場は弓道利用者のみの登録となり、中央体育館でのみ登録受付を行います。代表者は概ね3段以上（要登録証提示）または、部活動の顧問。

※3 庭球場の利用人数は、コート1面につき10名までです。

※4 エアーライフル場は資格所持者のみの利用となります。中央体育館でのみ登録受付を行います。
(要許可証提示)

※5 ゲートボール場はテニス兼用コートです（駒場庭球場D面）。

●登録手続一覧

事例		必要な手続き		受付窓口
新規に団体を登録するとき	→	利用者登録申請 (P7)	→	・オンライン申請 OR
有効期限の切れた団体を再登録するとき	→		→	・最寄りの受付窓口 (各体育館・スポーツ振興課)
有効期限内に更新手続きをするとき（更新時の変更含む）	→	利用者登録更新手続き (P8)	→	
利用者登録を廃止するとき	→		→	
代表者・連絡員や構成員に変更が生じたとき	→		→	・オンライン申請 OR
団体の構成人数に変更が生じたとき	→	利用者登録変更等申請 (P8)	→	・利用者登録申請を行った施設 ※「利用者登録証」の裏面に受付施設が記載されています
進学等により、小人団体でなくなったとき	→		→	
利用者登録証を紛失、再交付を要するとき	→		→	・利用者登録申請を行った施設 ※「利用者登録証」の裏面に受付施設が記載されています
登録したメールアドレスを変更するとき	→	ご自身のパソコンなどで変更できます		

●利用者登録・変更等手続きの受付窓口

受付窓口	所在地	電話番号	受付時間
駒場体育館	駒場 2-19-39	3485-7761	施設開館日の 9:00~21:30 ※年末年始（12月28日～1月4日）は各施設とも休館
目黒区民センター体育館	目黒 2-4-36	3711-1139	
碑文谷体育館	碑文谷 6-12-43	3760-1941	
中央体育館	目黒本町 5-22-8	3714-9591	
八雲体育館	八雲 1-1-1	5701-2984	
スポーツ振興課	上目黒 2-19-15 (目黒区総合庁舎 1 階)	5722-9690	月曜日から金曜日（休・祝日、 年末年始を除く）の 8:30~17:00

●利用者登録・更新・変更等 手続き方法

◆新規登録

必要書類	手続きできる方
・利用者登録申請書 ・利用者登録団体名簿 ・代表者及び連絡員それぞれの身分証明書（写し可） ・代表者及び連絡員が区外在住で区内在勤・在学の場合、区内在勤・在学を証明するもの（写し可）	代表者、連絡員または構成員となる方

■オンラインでの受付

施設予約システムのトップページから新規に利用者登録申請が可能です。（令和7年4月1日開始）

■窓口での受付

【受付場所】区立体育館又は目黒区総合庁舎1階スポーツ振興課（P6参照）

- ①団体の代表者、連絡員または構成員となる方のいずれかが、代表者と連絡員それぞれ（2人分）の身分証明書（下表1のとおり）を持参し、手続きしてください。
- ②「利用登録申請書」（各体育館・スポーツ振興課で配布、または目黒区ホームページから印刷可）に必要事項を記入してください。
- ③団体の人数が3人以上の場合、構成員の氏名、住所、勤務先・通学先（区外在住で区内在勤・在学の方）、学年（高校生以下の方）を「利用者登録団体名簿」（各体育館・スポーツ振興課で配布、または目黒区ホームページから印刷可）に全員分記入してください。（必要事項が記入されていれば自作の書式でも可。）
- ④内容を確認後、利用者登録証が交付されます。審査等で1週間ほどかかる場合があります。

表1 身分証明書の例

身分証明書（写し可）	確認事項	
	本人確認・住所確認	区内在勤・在学
運転免許証	○	—
マイナンバーカード	○	—
健康保険証	○（裏面に住所要記載）	—
パスポート	○ （所持人記入欄に住所要記載）	—
社員証	—	○
在職証明書	—	○
学生証	—	○

◆利用団体の更新手続き（更新時の変更含む）

利用者登録の有効期限は、登録日から2年後です。同一の団体で施設を使用する場合、更新手続きが必要となります。更新手続きは有効期限の2か月前から行うことができます。内容の審査等で1週間ほどかかる場合があります。

必要書類	手続きできる方
・利用者登録申請書 ・利用者登録団体名簿 ・代表者及び連絡員それぞれの身分証明書（写し可） ・代表者及び連絡員が区外在住で区内在勤・在学の場合、区内在勤・在学を証明するもの（写し可）	代表者、連絡員または構成員の方 （※代表者、連絡員、団体の構成員を変更する場合は、変更前の代表者、連絡員又は構成員のみ手続き可能）

■オンラインでの受付

施設予約システムのマイメニュー「利用者情報の更新・変更」から申請が可能です。（令和7年4月1日開始）

■窓口での受付

【受付場所】区立体育館、目黒区総合庁舎1階スポーツ振興課（P6参照）

※有効期限が切れている場合は、利用者番号は新しい番号へ変更となります。（再度、パスワードとメール設定が必要となります。）そのため、期限が切れている団体がオンライン上で更新手続きを行った場合は、新しい利用者番号・仮パスワードがメール送付されます。

※手続き方法や必要書類、確認する身分証明書は新規登録と同じく表1のとおりです。更新時に代表者、連絡員、または構成員を変更する場合は、変更前の代表者、連絡員又は構成員が手続きしてください。

◆利用者登録内容の変更・利用者登録の廃止・利用者登録証の再発行

【利用者登録変更申請が必要な場合】

- ・代表者、連絡員、または構成員の変更があった。
- ・小人団体の構成員の年齢が上がり、団体区分に変更がある。
- ・有効期限内の利用者登録証を廃止する。
- ・有効期限内の利用者登録証を再交付申請する。

必要書類	手続きできる方
・利用者登録変更等申請・届出書 ・利用者登録団体名簿（構成員に変更がある場合） ・手続きに来る方の身分証明書 ・代表者及び連絡員を変更する場合は、新しくなる方の身分証明書（写し可）	代表者、連絡員または構成員の方 （※変更手続きの場合は、変更前の代表者、連絡員又は構成員のみ手続き可能）

■オンラインでの受付

施設予約システムのマイメニュー「利用者情報の更新・変更」から申請が可能です。（令和7年4月1日開始）

■窓口での受付

【受付場所】利用者登録を行った受付窓口（利用者登録証裏面の左下に記載）

①代表者、連絡員または構成員のいずれかが、身分証明書（氏名・住所が確認できるもの）を持参し、手続きしてください。

※手続きの際に確認する身分証明書は前ページ表1のとおりです。

※代表者または、連絡員を変更する場合は、新しくなる方の身分証明書（写し可）が必要です。

※「利用者登録団体名簿」に記載されていない構成員は手続きできません。

②窓口で配布する利用者登録等変更申請・届出書（目黒区ホームページから印刷可）に必要事項を記入してください。

■小人団体の区分変更について

小人で登録された団体のうち、構成員の年齢が上がり、団体区分が変更になる場合は、年齢制限のある施設の安全利用のため、有効期限内に迎える3～4月中に「利用者登録変更」(構成員情報の変更)の手続きを行ってください。

■仮パスワードの変更について

登録申請時、仮パスワードが自動設定されます。システムを利用する前に、仮パスワードを変更してください。パスワードの変更は、パソコン・スマートフォン・利用者端末機で何度でも行うことができます。

■個人情報保護について

目黒区は個人情報保護法及び目黒区個人情報保護条例に基づき、収集した個人情報を適切に管理します。管理が必要でなくなった個人情報は速やかに消去します。

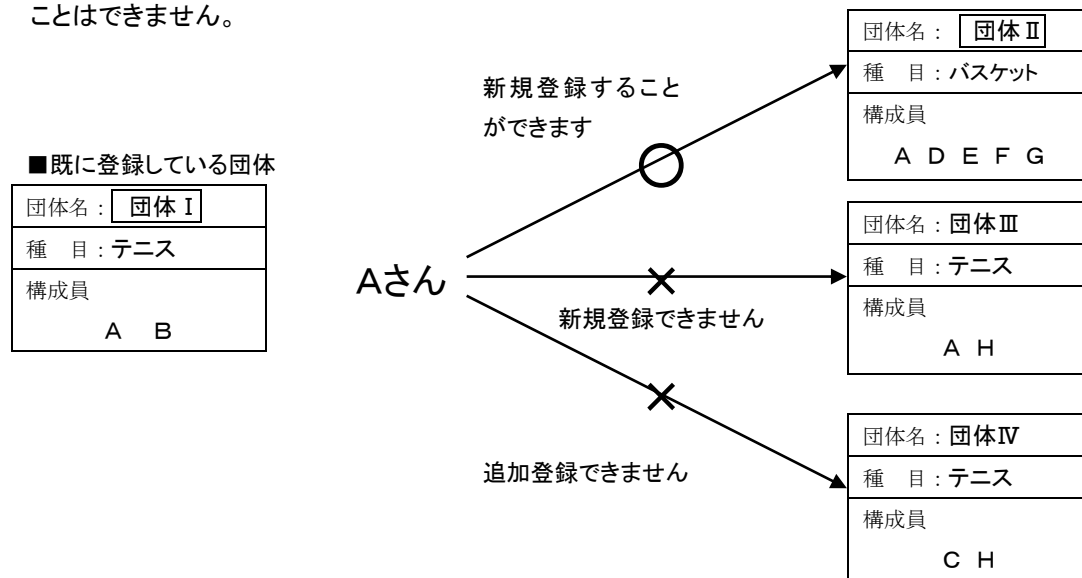
登録申請書や団体名簿等で取得した個人情報は、以下の事項のみに利用する目的で収集し、それ以外の目的に利用又は提供することは一切ありません。

- (1) 団体登録要件の確認
- (2) 施設予約システムにおける予約処理
- (3) 施設使用料の入出金管理
- (4) 施設管理(利用者確認など)
- (5) 利用者意見のアンケート調査

●登録の制限と重複等の不正登録の禁止

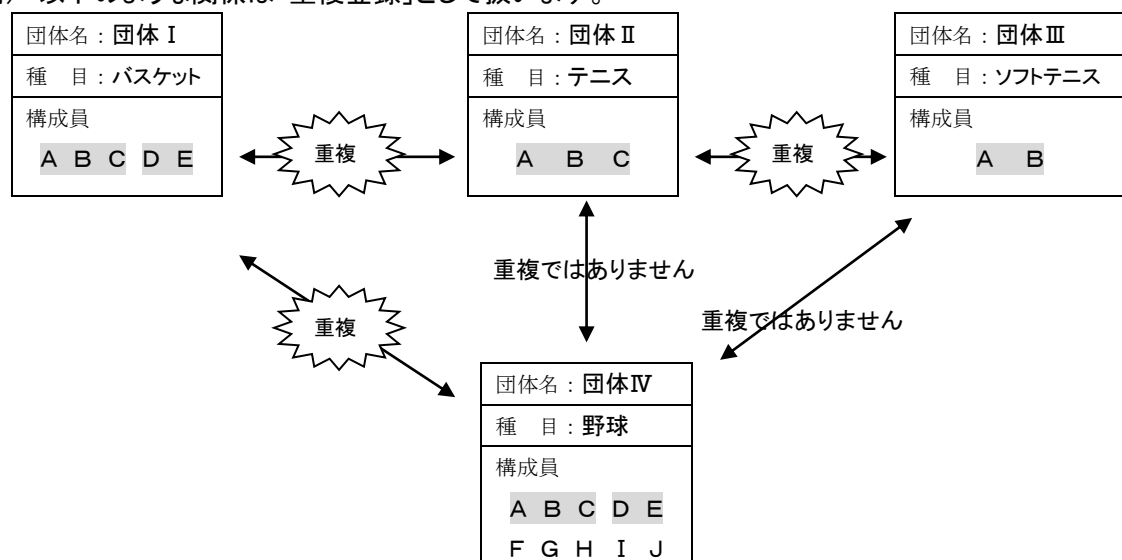
登録は1人1種目につき1団体までです。既に登録された団体の構成員（代表者含む）として登録されている方は、同一種目の他の団体の構成員（代表者含む）として登録することはできません。

例) 既に「**団体Ⅰ**」(硬式テニス)に登録しているAさんが、他の団体に登録する場合、種目の異なる「**団体Ⅱ**」への登録はできますが、同一種目である**団体Ⅲ**を新規登録すること、同一種目の**団体Ⅳ**への追加登録をすることはできません。



異なる種目の団体であっても、構成員の半数以上が同一の場合は「重複登録」とみなし、利用者登録を抹消します。重複は代表者を含む全ての構成員を対象とします。

例) 以下のような関係は「重複登録」として扱います。



6 抽選申込（区民団体のみ）

抽選申込ができるのは、**区民団体（大人・小人）のみ**です。
区外団体は「空き施設予約」（P. 12）のみご利用できます。

●抽選申込方法

各施設の抽選申込期間内に、パソコン・スマートフォンや各施設に設置された利用者端末から施設予約システムへログイン（利用者登録番号とパスワードを入力）し、抽選の申込を行います。

●抽選申込期間・抽選申込可能コマ数

施設により異なります。[⇒詳細は、P. 17「施設別 抽選・空き予約ガイド」参照](#)

●抽選申込の確認・取消

抽選申込期間中は、パソコン・スマートフォンや利用者端末から、施設予約システムで抽選申込内容の確認や変更、取消ができます。利用日など申込内容を変更したい場合は、抽選申込期間中に抽選申込を取り消し、新たに申込をしてください。

●抽選日と抽選結果の確認方法

毎月 5 日（対象施設共通）に、システムによる自動抽選を行います。

抽選結果は、抽選日の翌日（毎月 6 日）6:00 から 14 日 23:59 まで、施設予約システムの「抽選申込の確認・取消」画面で確認できます。（表示期間経過後に抽選結果を確認する場合、当選となった申し込みについてはマイメニューの「予約内容の確認・取消」画面で確認ができます。）

あわせて、抽選結果は施設予約システムの「メッセージ」にも送信されます。

またメールアドレスを登録しておくと、抽選結果メールが抽選日翌日（毎月 6 日）に送信されます。

■メールアドレスの登録・変更・削除

利用者登録後、システムにログインし、「利用者情報の更新・変更」から行ってください。登録したメールアドレスに誤りがあり、一定期間中にメールアドレスの変更が確認できない場合、登録したメールアドレスを削除することがあります。

7 空き施設予約

抽選終了後、空きがある施設については、先着順で予約ができます。

空き施設予約は、すべての登録団体（区民団体、区外団体）が行えます。

●空き施設の予約方法

申込方法	操作
パソコン・スマートフォン	各施設の予約申込期間に、施設予約システムへログイン（利用者登録番号とパスワードを入力）して、予約を行います。
利用者端末	各施設の予約申込期間に、施設に設置された利用者端末からログイン（利用者登録番号とパスワードを入力）して、予約を行います。

●空き施設予約の申込期間・予約申込可能コマ数

予約開始日、開始時間、申込期間・申込可能コマ数は、施設により異なります。

⇒詳細は、P. 17「施設別 抽選・空き施設予約ガイド」参照

●空き施設予約の注意点

屋内施設の場合、予約完了した枠を取消すと、再度同じ団体が同一施設の同一枠を予約することはできません。（再予約の制限）

【抽選予約・空き施設予約共通】

■団体構成人数に注意

団体の構成人数により利用ができない施設があります。

⇒詳細は、P. 5「構成員数別 利用可能施設一覧」参照

8 利用手続き（利用申請と使用料の支払い）

●抽選当選後の利用手続き

【屋内施設】

抽選予約に当選した団体は、抽選日翌日（毎月6日）の9:00から14日の21:30までに、オンラインクレジットまたは下記の受付窓口で利用申請と使用料の支払いをしてください。受付窓口で使用料を支払う際、その窓口が利用する施設でない場合のお支払いは「現金のみ」となります。窓口での支払いの場合、利用承認書を交付します。利用承認書は利用当日必要になります。再発行しませんので紛失にご注意ください。

指定期間内に利用手続きを行わない場合は自動的にキャンセル扱いとなり、当選の権利が消滅します。この場合、施設に空きがあったとしても同一施設の同一枠への予約ができなくなります（再予約の制限）のでご注意ください。

利用施設	受付窓口
屋内施設（小学校屋内プール除く）	オンラインクレジット、各体育館の窓口
小学校屋内プール	オンラインクレジット、利用する施設

【屋外施設】

屋外施設は天候等により使用できないことがあるため、利用当日に利用する施設の窓口で、利用開始時間から15分経過するまでに、利用申請と使用料の支払いをしてください。

受付時間は利用日当日の8:50（砵野球場・サッカー場は6:00）からです。

●空き施設予約後の利用手続き

【屋内施設】

空き施設予約をした団体は、予約をした日から8日後まで（予約時に支払期日がシステム画面に表示されます）にオンラインクレジットまたは下記の受付窓口で利用申請と使用料の支払いをしてください。受付窓口で使用料を支払う際、その窓口が利用する施設でない場合のお支払いは「現金のみ」となります。窓口での支払いの場合、利用承認書を交付します。利用承認書は利用当日必要です。再発行しませんので紛失にご注意ください。

指定期間内に利用手続きが行われない場合は、自動的にキャンセル扱いとなり、施設に空きがあったとしても同一施設の同一枠への予約ができなくなります（再予約の制限）のでご注意ください。

利用施設	利用申請・支払い方法	受付時間
屋内施設（小学校屋内プール除く）	オンラインクレジット、各体育館の窓口	施設開館日の 9:00から21:30まで
小学校屋内プール	オンラインクレジット、利用する施設	

【屋外施設】

屋外施設は天候等により使用できないことがあるため、利用当日に利用する施設の窓口で、利用開始時間から15分経過するまでに、利用申請と使用料の支払いをしてください。

受付時間は利用日当日の8:50（砵野球場・サッカー場は6:00）からです。

●共通の注意事項

【付帯設備・器具の利用申込について】

ラケットやマイク等の付帯設備や器具を利用する場合は、利用手続きの際、窓口で申し込んでください。なお、付帯設備・器具の使用料は、利用日当日に利用する施設でお支払いください。

9 予約の取消し

【使用料支払い前の取消しについて】

使用料支払い前の場合は、施設予約システムから利用者自身で予約の取消を行うことが可能です。ただし、利用日直前に予約を取消した場合、または連絡がなく使用しなかった場合は、「直前キャンセル」または「無断キャンセル」が適用され、ペナルティポイントがつきます。無断キャンセルは1回、直前キャンセルは3回行った場合、事象が発生した日から3か月後まで「抽選申込」及び「空き施設予約」ができなくなります。

●利用手続き前の予約を取消す際のペナルティについて（例：利用日が28日の場合）

【屋内施設と庭球場以外の屋外施設】

利用日の5日前から直前キャンセルが適用されます。

22日	ペナルティの付与なく予約を取消できるのはこの日まで（利用日の6日前）	
23日	5日前	「直前キャンセル」
24日	4日前	
25日	3日前	
26日	2日前	
27日	1日前	
28日	屋外施設：利用開始時間から15分経過する前まで 屋内施設：利用終了時間前まで ※利用開始時間以降は施設予約システムでは取消できないため、利用施設へ連絡してください。	「無断キャンセル」
	屋外施設：利用開始時間から15分経過後 屋内施設：利用終了時間経過後	

【庭球場】

利用日の3日前から直前キャンセルが適用されます。

24日	ペナルティの付与なく予約を取消できるのはこの日まで（利用日の4日前）	
25日	3日前	「直前キャンセル」
26日	2日前	
27日	1日前	
28日	利用開始時間から15分経過するまで ※利用開始時間以降は施設予約システムでは取消できないため、利用施設へ連絡してください。	「無断キャンセル」
	利用開始時間から15分経過後	

●やむを得ない理由での取消し

天候不良以外のやむを得ない理由で取消を行う場合は、ペナルティを適用しません。施設側で予約を解除するので、権利が消滅する前まで（屋外施設は利用開始時間から15分経過する前まで、屋内施設は利用終了時間前まで）に、施設へ必ず連絡してください。

庭球場は利用日の3日前から、その他の施設は利用日の5日前から利用者が自らシステムで予約の取消を行うと、**直前キャンセル**が適用されますので、ご注意ください。

■施設使用料を支払い、利用承認書が発行されている場合

連絡なしで当日施設を使用しなくても「直前キャンセル」や「無断キャンセル」は適用しません。ただし使用料の還付はできません。⇒(P.15)

【使用料支払い後の取消しおよび還付について（屋内施設）】

●使用料支払い後の取消し手続きについて

＜オンラインクレジットで支払った場合＞

施設予約システムから利用者自身で予約の取消を行うことが可能です。あわせて、還付が発生する場合は、還付の手続きを行います。（予約の取消を行っただけでは、使用料は還付されません。）

＜窓口で支払った場合＞

利用する施設の窓口で利用承認取消し手続きを行ってください。パソコン・スマートフォンや利用者端末からは手続きできません。詳しくは利用施設へお問い合わせください。窓口でお支払いした場合の手続きは、**利用承認書**が必要です。

●使用料の還付について

利用取消しに伴う使用料の還付請求は、オンラインクレジットで支払った場合は施設予約システムから、窓口で支払った場合は**利用する施設の窓口**で還付請求の手続きが必要です。利用日までの残日数に応じて使用料を還付します。還付金額の割合は、下表のとおりです。

利用承認取消し手続きを行った日	還付率
21 日以上前	全額還付
20 日前～11 日前	75%還付
10 日前～6 日前	50%還付
5 日前～当日	還付できません

《参考》手続き日別 還付率の例 【利用期日（利用日）が 2/28 の場合】

2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7
← 利用の 21 日以上前（全額還付） →						
2/8 (20 日前)	2/9 (19 日前)	2/10 (18 日前)	2/11 (17 日前)	2/12 (16 日前)	2/13 (15 日前)	2/14 (14 日前)
← 利用の 11～20 日前（75%還付） →						
2/15 (13 日前)	2/16 (12 日前)	2/17 (11 日前)	2/18 (10 日前)	2/19 (9 日前)	2/20 (8 日前)	2/21 (7 日前)
(75%還付) → ← 利用の 6～10 日前（50%還付）						
2/22 (6 日前)	2/23 (5 日前)	2/24 (4 日前)	2/25 (3 日前)	2/26 (2 日前)	2/27 (1 日前)	2/28 利用日
(50%還付) →	← 還付できません →					

10 利用当日・利用時のお願い

施設利用当日の確認方法は以下の通りです。

※オンライン利用者登録では利用者登録証のお渡しはありません

＜オンラインクレジット決済でお支払いした場合＞

①または②のいずれかをご持参ください。

①「利用者登録証」

②「予約確認画面もしくは決済完了メール（印刷可）」と「身分証明書」

＜窓口払いした場合＞

①または②のいずれかをご持参ください。

①「利用承認書」と「利用者登録証」

②「利用承認書」と「身分証明書」

*身分証明書の提示は代表者、連絡員または構成員の方が行ってください。ただし、小人団体は当日の責任者が身分証明書を提示してください。

*利用施設の窓口へ、上記①または②を提示してください。提示がない場合、利用をお断りすることがあります。また利用承認書の再発行はしませんので紛失しないようご注意ください。

*屋外施設は、利用日当日、使用料支払い後に利用承認書を交付します。

●利用者登録した構成員以外の参加者がいる場合（同伴利用者の報告）

登録した構成員以外の方が一緒にプレーする場合は、当日の受付時に必ずお申し出ください。

実際の利用人員が施設の定員を超える場合は、利用を制限又はお断りすることがあります。

受付時に報告がない場合、利用をお断りすることがあります。

利用実態が利用者登録の内容と異なっている場合、利用者登録の変更を行い正規の使用料を請求いたします。（例：区民団体（大人）で登録しているが、利用実態は区外団体（大人）の場合等）

【利用に関する注意事項】

■権利譲渡の禁止

施設を利用する権利を、他人や他の団体に譲渡することはできません。

■無断キャンセルの禁止

予約取消しの手続き及び使用料を納めずに当日施設を利用しなかった場合、「無断キャンセル」となります。無断キャンセルをすると、事象が発生した日から3か月後まで施設予約システムでの「抽選申込」と「空き施設予約」ができなくなりますので、ご注意ください。

無断キャンセルは、他の団体への迷惑になるほか、施設を効率的に利用できなくなるため禁止しています。利用しない場合は、必ず事前に取消しの手続きを行ってください。

■天候不良等による中止

屋外施設（庭球場、野球場、サッカー場、ゲートボール場）は、天候不良やコート不良により利用を中止することがあります。利用日当日の天候不良等の判断については、施設予約システム「施設検索画面」のお知らせ欄をご確認いただくか、施設にお問い合わせください。

天候不良により屋外施設を利用しないときは、ご自身で予約の取消しを行わずにそのままにしてください。この場合（お知らせ欄に表示がある場合）、屋外施設を利用しなくてもペナルティの対象にはなりません。

なお、雨等の「天候不良」のお知らせが表示されていても庭球場は利用できる場合もありますので、直接施設にお問い合わせください。ただし「コート不良」のお知らせが表示されている場合は利用できません。

11 施設別 抽選申込・空き施設予約ガイド

● 体育室・競技場・格技場・弓道場・エアーライフル場・トレーニングスタジオ

1 対象施設

施設区分	施設	利用料金
体育室・競技場	・駒場体育館 体育室 ・目黒区民センター体育館 体育室 ・碑文谷体育館 体育室 ・中央体育館 競技場 ・八雲体育館 体育室	P. 25「貸切利用料金一覧」のとおりに
格技場	・中央体育館 第1格技場（畳） ・中央体育館 第2格技場（フローリング）	
弓道場	・中央体育館 弓道場	
エアーライフル場	・中央体育館 エアーライフル場	
トレーニングスタジオ	・目黒区民センター体育館 トレーニングスタジオ ・中央体育館 トレーニングスタジオ	

2 抽選申込

申込方法	パソコン・スマートフォン、利用者端末
申込できる団体	構成員5人以上の区民団体（大人・小人） ※中央体育館エアーライフル場は構成員2人以上で許可証所持者のみ申込可
申込期間	利用月4か月前の1日6:00から末日まで
抽選日	申込期間の翌月5日（抽選結果の確認は6日6:00～）
申込可能コマ数	施設、曜日（平日・土日祝）を問わず最大8コマまで
使用料の支払い	抽選日翌日（6日）から14日の21:30まで

3 空き施設予約

予約方法（先着順）	パソコン・スマートフォン、利用者端末
予約できる団体	構成員5人以上の区民団体・区外団体 ※中央体育館エアーライフル場は構成員2人以上で許可証所持者のみ申込可
空き施設の表示期間	利用月3か月前の6日から利用日当日まで
予約可能な期間	利用月3か月前の15日8:45から利用日当日まで ※中央体育館競技場半面利用は2か月前の15日から利用日当日まで ※中央体育館エアーライフル場は、3か月前の15日から利用日1週間前まで。 <u>ご希望の場合は、必ず事前に中央体育館へお問い合わせください。</u> 都合によりご利用できない場合もあります。
予約可能コマ数	施設、曜日（平日・土日祝）を問わず同一の操作日での申込可能数は4コマまで（ただし、同一時間帯の申込はできません）
使用料の支払い	予約をした日から8日以内（予約をした日は含みません） ※予約をした日が利用日から8日以上先の場合は、予約申込日から8日以内 ※予約をした日が利用日から7日以内の場合は、利用日当日まで

■体育室（競技場）（同じ施設）を連続で利用する場合の抽選申込について

体育室（競技場）等は、午前（9:00～12:00）、午後①（12:20～15:20）、午後②（15:40～18:40）、夜間（19:00～22:00）の4コマに分かれています。

体育室等（同じ施設）を「午前一午後①」「午後②一夜間」「午前一午後①②一夜間」など連続して利用を希望する場合又はいずれかの時間帯を利用したい場合の抽選申込方法は、以下のとおりです。

例1 中央体育館競技場の「午後①―午後②―夜間」を続けて利用したい場合

予約画面で「午後①」「午後②」「夜間」を連続して選択し、優先順位を同一にして申込してください。「午後①」「午後②」「夜間」の3コマ分の申込となります。この場合、いずれかの時間帯の抽選で他に当選者があれば、「午後①」「午後②」「夜間」共に落選となります。いずれかが当選することはありません。

例2 中央体育館競技場の「午後②」「夜間」のいずれかを利用したい場合

予約画面で「午後②」「夜間」の選択後に優先順位を別にして申込してください。この場合、「午後②」「夜間」の1コマごとの抽選となり、一方が落選しても、もう一方が当選することがあります。両方とも当選することもあります。

■中央体育館の施設抽選申込・空き施設予約時のご注意

・中央体育館の競技場の利用

競技場を抽選で申し込む時は「全面利用のみ」となります。半面での貸切を希望する場合は、利用月2か月前の15日からの空き施設予約でお申し込みください。なお、「全面」予約後に半面への変更はできません。

・中央体育館のエアーライフル場の利用

エアーライフル場は、利用する方全員が銃砲所持許可証の所持者であることが必要です。予約の際、必ず事前（利用日の1週間前まで）に中央体育館までお問い合わせください。

●屋内プール（体育館プール・小学校屋内プール）

1 対象施設

施設区分	施設	利用料金
体育館プール	・目黒区民センター屋内プール ・駒場屋内プール	P. 25「貸切利用料金一覧」のとおり
小学校屋内プール	・五本木小学校屋内プール（中央地区プール） ・碑小学校屋内プール（南部地区プール） ・緑ヶ丘小学校屋内プール（西部地区プール）	

2 抽選申込

申込方法	パソコン・スマートフォン、利用者端末
申込できる団体	構成員5人以上の区民団体（大人・小人）
申込期間	体育館プール：利用月4か月前の1日6:00から末日まで
	小学校屋内プール：利用月2か月前の1日6:00から4日まで （※3月利用分の申込期間は12月24日から27日）
抽選日	体育館プール：申込期間の翌月5日（抽選結果の確認は6日6:00～）
	小学校屋内プール：申込期間終了日の翌日（5日） （抽選結果の確認は6日6:00～） ※3月利用分は、申込期間の翌月5日
申込可能コマ数	施設、曜日（平日・土日祝）を問わず最大8コマまで
使用料の支払い	抽選日翌日（6日）から14日の21:30まで

3 空き施設予約

予約方法（先着順）	パソコン・スマートフォン、利用者端末
予約できる団体	構成員5人以上の区民団体・区外団体
空き施設表示期間	体育館プール：利用月3か月前の6日から利用日前月10日まで
	小学校屋内プール：利用月2か月前の6日から20日まで
予約可能期間	体育館プール：利用月3か月前の15日8:45から利用日前月10日まで
	小学校屋内プール：利用月2か月前の15日8:45から20日まで
予約可能コマ数	施設、曜日（平日・土日祝）を問わず同一の操作日での申込可能数は4コマまで
使用料の支払い	予約をした日から8日以内（予約をした日は含みません） ※予約をした日が利用日から8日以上先の場合は、予約申込日から8日以内 ※予約をした日が利用日から7日以内の場合は、利用日当日まで

■プールの半面利用

体育館プールと小学校屋内プールは、半面での貸切利用ができます。
利用料金支払い時に、窓口にお申し出ください。
※料金も全面の半額になります。

●庭球場・ゲートボール場

1 対象施設

施設区分	施設	利用料金
庭球場	・駒場庭球場（専用3面・兼用1面） ・目黒区民センター庭球場（2面） ・碑文谷庭球場（6面） ・宮前公園庭球場（2面）	P. 25「貸切利用料金一覧」のとおり
ゲートボール場	・駒場ゲートボール場（1面） ※庭球場兼用コート	

2 抽選申込

申込方法	パソコン・スマートフォン、利用者端末
申込できる団体	構成員2人以上の区民団体（大人・小人） ゲートボール場は、5人以上の区民団体（大人・小人）
申込期間	利用月2か月前の1日6:00から末日まで
抽選日	申込期間の翌月5日（抽選結果の確認は6日6:00～）
申込可能コマ数	施設ごとに各区分（「平日」又は「土日祝」）5コマまで。 なお、駒場庭球場とゲートボール場を別々に申し込むことはできません。 ※駒場庭球場5コマ、ゲートボール場5コマをそれぞれ申し込むことはできません。
使用料の支払い	利用日当日（利用開始時間の15分後まで）

3 空き施設予約

予約方法（先着順）	パソコン・スマートフォン、利用者端末
予約できる団体	構成員2人以上の区民団体・区外団体 ゲートボール場は、5人以上の区民団体・区外団体
空き施設表示期間	利用月前月の6日から利用日当日まで
予約可能期間	利用月前月の15日8:45から利用日当日まで
予約可能コマ数	同一の操作日での申込可能数は3コマ（平日2コマ・土日祝1コマ）まで
使用料の支払い	利用日当日（利用開始時間の15分後まで）

■庭球場・ゲートボール場の抽選申込・空き施設予約時の注意

抽選申込は、利用できる面へ自動的に振り分けるので、面を指定しての申込はできません。
空き施設予約は、利用希望の面を指定し予約してください。
実態に合わない種目を選択した場合、登録を抹消することがあります。

■庭球場・ゲートボール場の利用人数

利用人数は、コート1面につき10名までです。

●野球場

1 対象施設

施設	利用料金	備考
・碑文谷野球場（1面） ・砧野球場（6面）	P.25「貸切利用料金一覧」のとおり	＊砧野球場のA、F面は軟式野球（小学生）及びソフトボール専用。またB面は軟式野球（小学生）専用。 ＊砧野球場のC、D、E面（軟式野球専用）は大人団体及び構成員に中学・高校生（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるかた）を含む小人団体優先。 ＊砧野球場は、1・2月は整備工事及び霜等によりグラウンド不良の場合が多いため、利用できない場合があります。

2 抽選申込

申込方法	パソコン・スマートフォン、利用者端末
申込できる団体	構成員9人以上の区民団体（大人・小人）
申込期間	利用月2か月前の1日6:00から末日まで
抽選日	申込期間の翌月5日（抽選結果の確認は6日6:00～）
申込可能コマ数	施設ごとに各区分（「平日」「土日祝」）5コマまで
使用料の支払い	利用日当日（利用開始時間の15分後まで）

3 空き施設予約

予約方法	パソコン・スマートフォン、利用者端末
予約ができる団体	構成員9人以上の区民団体・区外団体
空き施設の表示期間	利用月前月6日から利用日当日まで
予約可能期間	利用月前月の15日8:45から利用日当日まで ※構成員全員が小学生以下の小人団体（区民・区外）は、21日8:45から、砧野球場のC・D・E面が予約できます（下表参照）。
予約可能コマ数	同一の操作日での申込可能数は3コマ（平日2コマ・土日祝1コマ）まで
使用料の支払い	利用日当日（利用開始時間の15分後まで）

■砧野球場の抽選申込・空き施設予約時の注意

抽選申込は、利用できる面へ自動的に振り分けるので、面を指定しての申込はできません。

空き施設予約は、利用希望の面を指定し予約してください。

砧野球場は、登録区分によって予約できる面が異なります（下表）。

登録団体区分	抽選の対象となる面	空き施設予約が可能な期間	空き施設予約できる面
区民（小人） （構成員全員が小学生以下）	A、B、F	利用日前月15日～当日	A、B、F
		利用日前月21日～当日	C、D、Eも予約可
区民（小人） （構成員に中学・高校生を含む）	A、C、D、E、F	利用日前月15日～当日	A、C、D、E、F
区民（大人）	A、C、D、E、F	利用日前月15日～当日	A、C、D、E、F
区外（小人） （構成員全員が小学生以下）	抽選申し込み不可	利用日前月15日～当日	A、B、F
		利用日前月21日～当日	C、D、Eも予約可
区外（小人） （構成員に中学・高校生を含む）	抽選申し込み不可	利用日前月15日～当日	A、C、D、E、F
区外（大人）	抽選申し込み不可	利用日前月15日～当日	A、C、D、E、F

●サッカー場

1 対象施設

施設	利用料金	備考
砧サッカー場 (2面)	P. 25「貸切利用 料金一覧」の とおり	* A面は大人団体及び構成員に中学・高校生（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるかた）を含む小人団体優先、B面は少年サッカー用で構成員全員が小学生以下の団体優先 * 1・2月は整備工事及び霜等によりグラウンド不良の場合が多いため、利用できない場合があります。

2 抽選申込

申込方法	パソコン・スマートフォン、利用者端末
申込できる団体	A面：構成員11人以上の区民団体（大人）及び区民団体（小人）（構成員に中学・高校生を含む） B面：構成員11人以上の区民団体（小人）（構成員全員が小学生以下）
申込期間	利用月2か月前の1日6:00から末日まで
抽選日	申込期間の翌月5日（抽選結果の確認は6日6:00～）
申込可能コマ数	各区分（「平日」又は「土日祝」）5コマまで
使用料の支払い	利用日当日（利用開始時間の15分後まで）

3 空き施設予約

予約方法		パソコン・スマートフォン、利用者端末	
A 面		予約可能団体	構成員 1 1 人以上の区民団体（大人）・区外団体（大人） 構成員 1 1 人以上の区民団体（小人）・区外団体（小人）
		予約可能な期間	利用月前月の 1 5 日 8：45 から利用日当日まで
B 面	1	予約可能団体	構成員 1 1 人以上の区民団体（小人※）・区外団体（小人※） ※構成員全員が小学生以下
		予約可能な期間	利用月前月の 1 5 日 8：45 から利用日当日まで
	2	予約可能団体	構成員 1 1 人以上の区民団体・区外団体
		予約可能な期間	利用月前月の 2 1 日 8：45 から利用日当日まで
空き施設の表示期間		利用月前月の 6 日から利用日当日まで	
予約可能なコマ数		同一の操作日での申込可能数は 3 コマ（平日 2 コマ・土日祝 1 コマ）まで	
使用料の支払い		利用日当日（利用開始時間の 1 5 分後まで）	

■ 砦サッカー場の抽選申込・空き施設予約時の注意

抽選申込は、利用できる面へ自動的に振り分けるので、面を指定しての申込はできません。

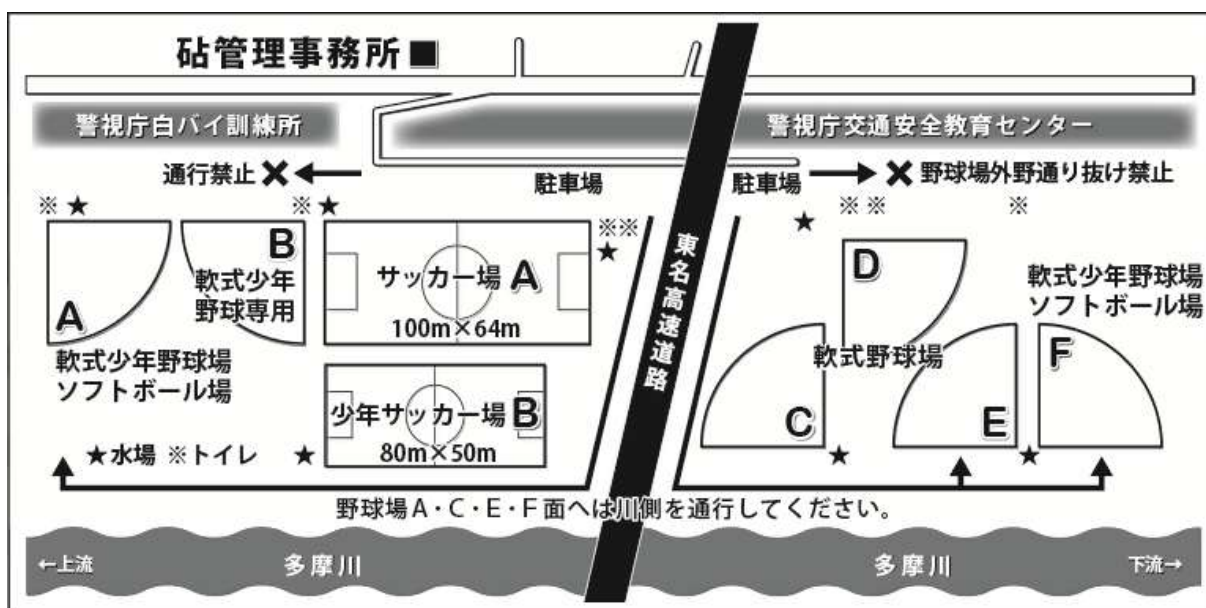
空き施設予約は、利用希望の面を指定し予約してください。

砦サッカー場は、登録区分によって予約できる面が異なります（下表）。

登録団体区分	抽選申込ができる面	空き施設予約ができる面 (利用月前月の15日～)	空き施設予約ができる面 (利用月前月の21日～)
区民(小人)(構成員全員が小学生以下)	B	A、B	A、B
区民(小人)(構成員に中学・高校生を含む)	A	A	A、B
区民大人	A	A	A、B
区外(小人)(構成員全員が小学生以下)	抽選申し込み不可	A、B	A、B
区外(小人)(構成員に中学・高校生を含む)	抽選申し込み不可	A	A、B
区外大人	抽選申し込み不可	A	A、B

※B面は空き施設の予約のみ大人の団体が予約可能

■ 砦野球場・サッカー場 配置図



12 施設予約システム 対象スポーツ施設一覧

	対象施設	貸出単位	団体人数	所在地・電話・最寄駅	開館時間(※1)
駒場 体育館	体育室	全面	5人以上	駒場 2-19-39 03-3485-7761 京王井の頭線「駒場東大前駅」 徒歩 5 分	9：00 ～22：00 利用者登録・ 使用料に關す る受付時間は 21：30 まで
	屋内プール	全面・半面	5人以上		
	庭球場	1面	2人以上		
	ゲートボール場	全面	5人以上		
目黒区民 センター 体育館	体育室	全面	5人以上	目黒 2-4-36 03-3711-1139 J R 山手線、東急目黒線「目黒 駅」徒歩 10 分	
	トレーニングスタジオ	全面	5人以上		
	屋内プール	全面・半面	5人以上		
	庭球場	1面	2人以上		
碑文谷 体育館	体育室	全面	5人以上	碑文谷 6 - 12 - 43 03-3760-1941 東急東横線「学芸大学駅」徒歩 5 分	
	庭球場	1面	2人以上		
	野球場	全面	9人以上		
中央 体育館	競技場	全面・半面	5人以上	目黒本町 5 - 22 - 8 03-3714-9591 東急目黒線「西小山駅」又は「武 蔵小山駅」徒歩 7 分	
	トレーニングスタジオ	全面			
	第 1 格技場（畳）	全面			
	第 2 格技場（フローリング）	全面			
	弓道場	全面			
	エアライフル場	全面	2人以上		
八雲 体育館	体育室	全面	5人以上	八雲 1 - 1 - 1 めぐろ区民キャン パス内 03-5701-2984 東急東横線「都立大学駅」徒歩 7 分	
学校 屋内 プール	五本木小学校 屋内プール （中央地区プール）	全面・半面	5人以上	五本木 2-24-3 03-3714-8511 東急東横線「学芸大学駅」又は 「祐天寺駅」徒歩 7 分	
	碑小学校 屋内プール （南部地区プール）	全面・半面	5人以上	碑文谷 1-18-14 03-3793-2606 目黒駅から東急バス「区立七中 前」下車徒歩 5 分、 渋谷駅東口から東急バス「円融 寺前」徒歩 2 分	
	緑ヶ丘小学校 屋内プール （西部地区プール）	全面・半面	5人以上	緑が丘 2 - 13 - 1 03-3718-3130 東急東横線大井町線「自由が丘 駅」又は東急大井町線「緑が丘 駅」徒歩 8 分	
宮前公園庭球場		1面	2人以上	八雲 3-19-12 03-3723-3342 東急バス「八雲高校」徒歩 5 分	9：00 ～17：00 （※2）
砧野球場		1面	9人以上	世田谷区喜多見 1 - 12-2 03-3415-2361 東急田園都市線・大井町線「二 子玉川駅」から東急バス「下宿」 徒歩 15 分	6：30～18：30 （9月～12月 は 6：30～16：30、 1月～3月 は 8：30～16：30）
砧サッカー場		1面	11人以上		

※1 年末年始(12月28日～1月4日)は各施設とも休館

※2 5/15～8/15(9:00～19:00), 8/16～8/31(9:00～18:00), 11/15～1/31(9:00～16:00)

13 貸切利用料金一覧

●体育室・競技場・格技場・弓道場・エアーライフル場・トレーニングスタジオ

【区民団体の利用料金】

利用区分 施設		午前 9 : 00～12 : 00	午後 1 12 : 20～15 : 20	午後 2 15 : 40～18 : 40	夜間 19 : 00～22 : 00
駒場体育館	体育室	8,700 円	10,800 円	10,800 円	10,800 円
目黒区民センター 体育館	体育室	6,600 円	8,200 円	8,200 円	8,200 円
	トレーニング スタジオ※	9 : 00～12 : 00 1,400 円	12 : 00～15 : 00 1,700 円	15 : 00～18 : 00 1,700 円	18 : 00～21 : 00 1,700 円
碑文谷体育館	体育室	9,400 円	11,600 円	11,600 円	11,600 円
中央体育館	競技場(全面)	13,100 円	16,200 円	16,200 円	16,200 円
	競技場(半面)	6,550 円	8,100 円	8,100 円	8,100 円
	トレーニング スタジオ※	9 : 00～12 : 00 500 円	12 : 00～15 : 00 600 円	15 : 00～18 : 00 600 円	18 : 00～21 : 00 600 円
	第 1 格技場 (畳)	2,000 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円
	第 2 格技場 (フローリング)	2,900 円	3,600 円	3,600 円	3,600 円
	弓道場	1,800 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円
	エアーライフル場	2,900 円	3,600 円	3,600 円	3,600 円
八雲体育館	体育室	8,000 円	9,900 円	9,900 円	9,900 円

※トレーニングスタジオのみ、利用時間帯が異なります。

【区外団体の利用料金】

利用区分 施設		午前 9 : 00～12 : 00	午後 1 12 : 20～15 : 20	午後 2 15 : 40～18 : 40	夜間 19 : 00～22 : 00
駒場体育館	体育室	17,500 円	21,600 円	21,600 円	21,600 円
目黒区民センター 体育館	体育室	13,300 円	16,500 円	16,500 円	16,500 円
	トレーニング スタジオ※	9 : 00～12 : 00 2,700 円	12 : 00～15 : 00 3,400 円	15 : 00～18 : 00 3,400 円	18 : 00～21 : 00 3,400 円
碑文谷体育館	体育室	18,800 円	23,300 円	23,300 円	23,300 円
中央体育館	競技場(全面)	26,200 円	32,400 円	32,400 円	32,400 円
	競技場(半面)	13,100 円	16,200 円	16,200 円	16,200 円
	トレーニング スタジオ※	9 : 00～12 : 00 1,000 円	12 : 00～15 : 00 1,200 円	15 : 00～18 : 00 1,200 円	18 : 00～21 : 00 1,200 円
	第 1 格技場 (畳)	3,900 円	4,900 円	4,900 円	4,900 円
	第 2 格技場 (フローリング)	5,800 円	7,200 円	7,200 円	7,200 円
	弓道場	3,500 円	4,400 円	4,400 円	4,400 円
	エアーライフル場	5,800 円	7,200 円	7,200 円	7,200 円
八雲体育館	体育室	16,000 円	19,800 円	19,800 円	19,800 円

※トレーニングスタジオのみ、利用時間帯が異なります。

●屋内プール ★1回2時間利用の料金

利用区分 施設		区民団体		区外団体	
		全面	半面	全面	半面
駒場屋内プール		18,400 円	9,200 円	36,800 円	18,400 円
目黒区民センター屋内プール					
五本木小学校屋内プール					
碑小学校屋内プール					
緑ヶ丘小学校屋内プール					

●庭球場・ゲートボール場

施設 / 利用区分		区民団体		区外団体	
		大人	小人 (中学・高校生以下)	大人	小人 (中学・高校生以下)
庭球場	2時間枠	2,400 円	1,200 円	4,800 円	2,400 円
ゲートボール場	1時間枠※	1,200 円	600 円	2,400 円	1,200 円

※1時間料金は8/16～31、11/15～1/31の最終回の枠のみ

●野球場・サッカー場 ★1面2時間利用の料金

施設 / 利用区分			早朝 (6:30～8:30) ※		通常 (2時間)	
			区民団体	区外団体	区民団体	区外団体
碑文谷野球場	大人		—	—	5,700 円	11,400 円
	小人 (中学・高校生以下)		—	—	1,900 円	3,850 円
砧野球場※	大人		1,050 円	2,100 円	2,100 円	4,200 円
	小人 (中学・高校生以下)		350 円	700 円	700 円	1,400 円
砧サッカー場※	A面	大人	1,400 円	2,700 円	2,700 円	5,400 円
		小人 (中学・高校生以下)	500 円	950 円	950 円	1,900 円
	B面	大人	900 円	1,700 円	1,700 円	3,300 円
		小人 (中学・高校生以下)	250 円	550 円	550 円	1,050 円

※砧野球場・サッカー場は、4～12月のみ早朝利用できます。

14 よくある質問【FAQ】

Q 1 利用者登録をしたいのですが、どうすればいいですか？

- A 1 利用者登録は、オンライン申請または各区立体育館、スポーツ振興課の窓口でできます。窓口で申請する場合は、利用者登録申請書をご記入のうえ代表者と連絡員の身分証明書（写し可）をご提示ください。団体の構成員が3名以上の場合、利用者登録団体名簿に構成員全員の氏名・住所等をご記入いただきます。窓口での登録の場合は、手続き後に利用者登録証をお渡しします。⇒（P.5～7 参照）

Q 2 登録した内容を変更したいのですが、どうすればいいですか？

- A 2 団体の代表者、連絡員または構成員のいずれかが、オンライン申請または利用者登録証裏面に記載の登録先の受付窓口で手続きしてください。本人確認ができる身分証明書が必要です。代表者・連絡員を変更する場合は、変更前の代表者、連絡員または構成員が、新しくなる方の身分証明書（写し可）をご用意いただき申請してください。登録したパスワードやメールアドレスの変更はご自身のパソコン等で行えます。⇒（P.8～9 参照）

Q 3 【窓口で登録手続きした場合】登録証を紛失してしまいました、どうすればいいですか？

- A 3 再発行できます。団体の代表者、連絡員または構成員のいずれかが利用者登録した施設で、再発行の手続きをしてください。その際、本人確認ができる身分証明書を持参してください。

Q 4 パスワードを忘れてしまいました、どうすればいいですか？

- A 4 メールアドレスを登録している方は、システムから再発行できます。登録していない方は、区立体育館またはスポーツ振興課の窓口で、代表者または連絡員に本人確認（身分証明書を提示）のうえでお答えいたします（委任不可）。

Q 5 利用者登録の更新をしたいのですが、どうすればいいですか？

- A 5 更新手続きは有効期限の2か月前から、オンライン申請または各区立体育館、スポーツ振興課の窓口でできます。窓口で申請する場合は、新規登録の際と同じく利用者登録申請書をご記入のうえ、代表者及び連絡員の身分証明書をご提示ください。自動更新ではありませんので、ご注意ください。有効期限が切れてしまった場合は、新規登録となり、利用者番号は新しい番号へ変更となります。⇒（P.8 参照）

Q 6 利用者登録をしている方（代表者、連絡員、構成員）以外も利用できますか？

- A 6 原則は利用者登録をしている方のみ利用できます。そのため、登録時に利用する可能性のある方も含めて登録してください。例外的にその時限りの対戦相手などは利用者登録した方以外でも利用することができますが、利用時に必ず窓口に出してください。あくまで例外なので、定期的に利用する場合は変更手続きを行ってください。

■スポーツ施設利用ガイドブック

発行日 令和 7（2025）年 4 月 1 日

編集・発行 目黒区文化スポーツ部
スポーツ振興課管理係

電話 03-5722-9690 FAX 03-5722-9754